

## 園芸用温室の建築確認申請における取扱いについて

園芸用温室で次の各条件に該当する場合、確認申請を不要として取り扱う。

### 1 建築場所

農業振興地域の整備に関する法律第3条第1号に基づく農用地であること。

### 2 建築の目的

農作物又はこれに類するものを屋内において栽培するものであること。

### 3 構造

- (1) 屋根は温室の機能上必要とするガラス、合成樹脂板（ビニール布、天幕等を除く。）又は、これに類するものでふいてあること。
- (2) 屋根以外の外部は、覆いがないか、又は温室の機能上必要とするガラス、合成樹脂薄膜、若しくは、これに類するもので覆ってあること。
- (3) 一般社団法人日本施設園芸協会が定める園芸用施設の仕様書に適合するものであること。